

業務規程の一部改正新旧対照表

新	旧
(呼 値) 第14条 (略) 2 (略) 3 呼値の単位は、次の各号に定めるところによる。 (1) (略) (2) 投資信託受益証券、外国投資信託受益証券及び外国投資証券（投資信託受益証券、外国投資信託受益証券及び外国投資証券については次号に掲げるものを除く。以下この号において同じ。） 前号 a の規定（新株予約権証券に係る部分を除く。）は、投資信託受益証券、外国投資信託受益証券及び外国投資証券について準用する。この場合において、「1 株」とあるのは、「1 口」と読み替えるものとする。 (2) の 2 投資信託受益証券、外国投資信託受益証券及び外国投資証券（<u>投資信託受益証券、外国投資信託受益証券及び外国投資証券については当取引所がその都度指定する銘柄を除く。以下この号において同じ。）</u> <u>次の a 及び b に掲げる区分に従い、当該 a 及び b に定めるところによる。</u> <u>a 投資信託受益証券、外国投資信託受益証券及び外国投資証券（次の b に掲げるものを除く。）</u> <u>1 口（投資法人債券に類する外国投資証券にあっては、1 証券を 1 口とする。）につき、当該 1 口の値段が、1 万円以下の場合には 1 円、1 万円を超え 3 万円以下の場合には 5 円、3 万円を超え 10 万円以下の場合には 10 円、10 万円を超え 30 万円以下の場合には 50 円、30 万円</u>	(呼 値) 第14条 (略) 2 (略) 3 呼値の単位は、次の各号に定めるところによる。 (1) (略) (2) 投資信託受益証券、外国投資信託受益証券及び外国投資証券（投資信託受益証券、外国投資信託受益証券及び外国投資証券については次号に掲げるものを除く。以下この号において同じ。） 前号 a の規定（新株予約権証券に係る部分を除く。）は、投資信託受益証券、外国投資信託受益証券及び外国投資証券について準用する。この場合において、「1 株」とあるのは、「1 口（<u>投資法人債券に類する外国投資証券にあっては、1 証券を 1 口とする。）</u>」と読み替えるものとする。 (2) の 2 投資信託受益証券、外国投資信託受益証券及び外国投資証券（<u>円滑に決済を行うために売買単当たり価格が円位以上を維持することができると当取引所が認めるものに限る。以下この号において同じ。）</u> <u>第 1 号 b の規定は、投資信託受益証券、外国投資信託受益証券及び外国投資証券について準用する。この場合において、「1 株」とあるのは、「1 口（投資法人債券に類する外国投資証券にあっては、1 証券を 1 口とする。）」と読み替えるものとする。</u> (新 設)

を超え100万円以下の場合は100円、100万円を
超え300万円以下の場合は500円、300万円を超
え1,000万円以下の場合は1,000円、1,000万円
を超え3,000万円以下の場合は5,000円、3,000
万円を超える場合は1万円とする。

b 投資信託受益証券、外国投資信託受益証券
及び外国投資証券（円滑に決済を行うために
売買単位当たりの価格が円位以上を維持する
ことができると当取引所が認めるものに限
る。以下このbにおいて同じ。）

1口（投資法人債券に類する外国投資証券
にあつては、1証券を1口とする。）につ
き、当該1口の値段が、1,000円以下の場合は
10銭、1,000円を超え3,000円以下の場合は50
銭、3,000円を超え1万円以下の場合は1円、
1万円を超え3万円以下の場合は5円、3万
円を超え10万円以下の場合は10円、10万円を
超え30万円以下の場合は50円、30万円を超え1
00万円以下の場合は100円、100万円を超え300
万円以下の場合は500円、300万円を超え1,000
万円以下の場合は1,000円、1,000万円を超え
3,000万円以下の場合は5,000円、3,000万円を
超える場合は1万円とする。

(3)・(4) (略)

4～8 (略)

付 則

- 1 この改正規定は、令和7年5月7日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買シ
ステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない
事由により、改正後の規定に従い売買を行うことが適
当でないと当取引所が認める場合には、令和7年5月
7日以後の当取引所が定める日から施行する。

(新 設)

(3)・(4) (略)

4～8 (略)